

湊川漁業協同組合 内共第3号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、湊川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第5種共同漁業権（以下「内共3号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共3号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業	手釣、竿釣、投網	個人である組合員であること

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	手釣、竿釣	制限なし	内共 3 号 の区域	6 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
	投網	制限なし	相川及び 相川支流 を除く内 共 3 号の 区域	7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業	手釣、竿釣	制限なし	内共 3 号 の区域	周年
	投網	制限なし	相川及び 相川支流 を除く内 共 3 号の 区域	

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第 1 項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第 5 条 理事は、第 2 条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共 3 号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第 2 条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	1 8 c m

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第7条 組合が必要と認めた場合には、第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業期間、漁獲量及び漁獲金額について、組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第8条 内共3号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共3号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単 位	行使料の額
あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業	年間	0 円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第9条 内共3号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共3号の行使をさせないことができる。

2 内共3号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(附則)

この規則は令和5年9月1日から施行する。

湊川漁業協同組合 内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、湊川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな及びおいかわをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書（別記様式第1号）を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁場の区域内においては、手釣、竿釣及び投網以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。

2 漁場の区域内においては、6月1日から30日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

3 漁場の区域内のうち、相川及び相川支流においては、手釣又は竿釣によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から9月30日まで
こい、ふな、おいかわ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	18cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

一 手釣・竿釣による遊漁の場合（一般遊漁料）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料 (消費税込)
あゆ	手釣・竿釣	1日	2,000円
		1年	5,000円
こい、ふな、おいかわ	手釣・竿釣	1日	300円
		1年	2,000円

二 その他の場合（特別遊漁料）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料 (消費税込)
あゆ、こい、ふな、おいかわ	投網	1年	8,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

(1) 湊川漁業協同組合富津市長崎313-1番地

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場の区域及びア表に掲げる全ての漁場の区域において、イ表左欄の魚種を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場の区域（漁業権番号）
養老川（内共第1号）、小櫃川（内共第2号）、湊川（内共第3号）、夷隅川（内共第4号）、南白亀川（内共第5号）、栗山川（内共第6号）、手賀沼（内共第7号）、印旛沼（内共第8号）、利根川（内共第11号）

イ表

魚 種	漁具・漁法	遊漁料（1年）（消費税込）
あゆ及びにじますを除く漁業権対象魚種	手釣・竿釣	6,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 千葉県内水面漁業協同組合連合会（千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館5階）

(2) 養老川漁業協同組合（市原市国本64-1）

(3) 小櫃川漁業協同組合（君津市川俣旧押込60-1）

(4) 湊川漁業協同組合（富津市長崎313-1）

(5) 夷隅川漁業協同組合（夷隅郡大多喜町新丁167-1）

(6) 南白亀川漁業協同組合（長生郡白子町剱金2466）

(7) 栗山川漁業協同組合（香取郡多古町多古1037-4）

(8) 手賀沼漁業協同組合（柏市曙橋1）

(9) 我孫子手賀沼漁業協同組合（我孫子市我孫子新田101）

(10) 印旛沼漁業協同組合（成田市北須賀上外埜1622-2）

- (1 1) 北総漁業協同組合（香取市阿玉川 8 7 2－1）
 - (1 2) 笹川漁業協同組合（香取郡東庄町笹川い 5 2 1 4－6）
 - (1 3) 中利根漁業協同組合（銚子市桜井町 7 6－1）
 - (1 4) 千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店
- 3 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第 3 号のとおりとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第 4 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

- 第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（試験研究等を目的とする採捕）

- 第 13 条 試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、この規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

附則

- 1 この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則に基づき交付された遊漁承認証は、その承認期間中は有効なものとする。

遊漁承認申請書

湊川漁業協同組合代表理事組合長 様

(住所)

(氏名)

(年令)

下記のとおり遊漁の承認を申請します。

記

魚種 ()

漁具・漁法 ()

遊漁区域 ()

遊漁期間 ()

別記様式第1号 遊漁承認申請書

別記様式第2号 遊漁承認証

表

裏

No 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%; padding: 5px;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(氏名) (年令)</td> </tr> </table> 承認期間 () 魚種 () 漁具・漁法 () 遊漁区域 () 遊漁料 () 発行者 湊川漁業協同組合 印		遊 漁 者	(住所)	(氏名) (年令)
遊 漁 者	(住所)			
	(氏名) (年令)			

注意事項 1 この証は、漁業法第170条の規定によって当組合が定めた内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき発行するものです。 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。 3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。 7 発行者の捺印のないものは無効です。 8 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び河川環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
--

様式第3号 県内共通遊漁承認証

表

No			
遊漁承認証			
下記のとおり遊漁を承認します。			
記			
遊 漁 者	<table border="1"> <tr> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td>(氏名) (年令)</td> </tr> </table>	(住所)	(氏名) (年令)
(住所)			
(氏名) (年令)			
承認期間	()		
魚種	()		
漁具・漁法	()		
遊漁区域	()		
遊漁料	()		
発行者 千葉県内水面漁業協同組合連合会 印			

裏

注意事項
1 この証は、漁業法第170条の規定によるものであり、当連合会が関係する漁業協同組合の委任を受けて発行するものです。 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。 3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。 7 指定販売店等取扱者印のないものは無効です。 8 この証の再発行はいたしません。 取扱者 印

別記様式第4号 漁場監視員証

表

No	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
(氏名)	(年令)
有効期間	()
発行者 湊川漁業協同組合 印	

裏

注意事項
1 漁場監視員は、当組合が認可を受けた内共第3号に係る遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、この証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

増殖及び漁業生産力の発展に関する計画書（第5種共同漁業権）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

湊川漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

内共第3号第5種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

以下の項目を実施する。

- ・ 毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく放流事業を行う。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のため、アユ、オイカワの産卵場造成及びアユ生育調査の取組を実施する。
- ・ 漁場改善のため、カワウの飛来調査、追い払い及び捕獲の取組を実施する。
- ・ 遊漁者を増やすため、遊漁承認証販売店舗数の増加を検討する。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、小学生を対象にアユの放流体験を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 遊漁者等を増やすため、富津市を通じて、釣り情報等のプレスリリースを行う。
- ・ 組合員に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促

す。

- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員等は、関連する研修会等に積極的に参加する。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日

第4 その他

(1) 点検方法

総会、総代会又は理事会において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(理事会において点検した場合は、総会又は総代会において報告する)

(2) 都道府県との連携

(1) の点検結果については、1回／年以上千葉県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、千葉県、富津市及び漁業関係団体等に助言を求めることができる。